

ひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念

(「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」:平成22年5月 厚生労働省)

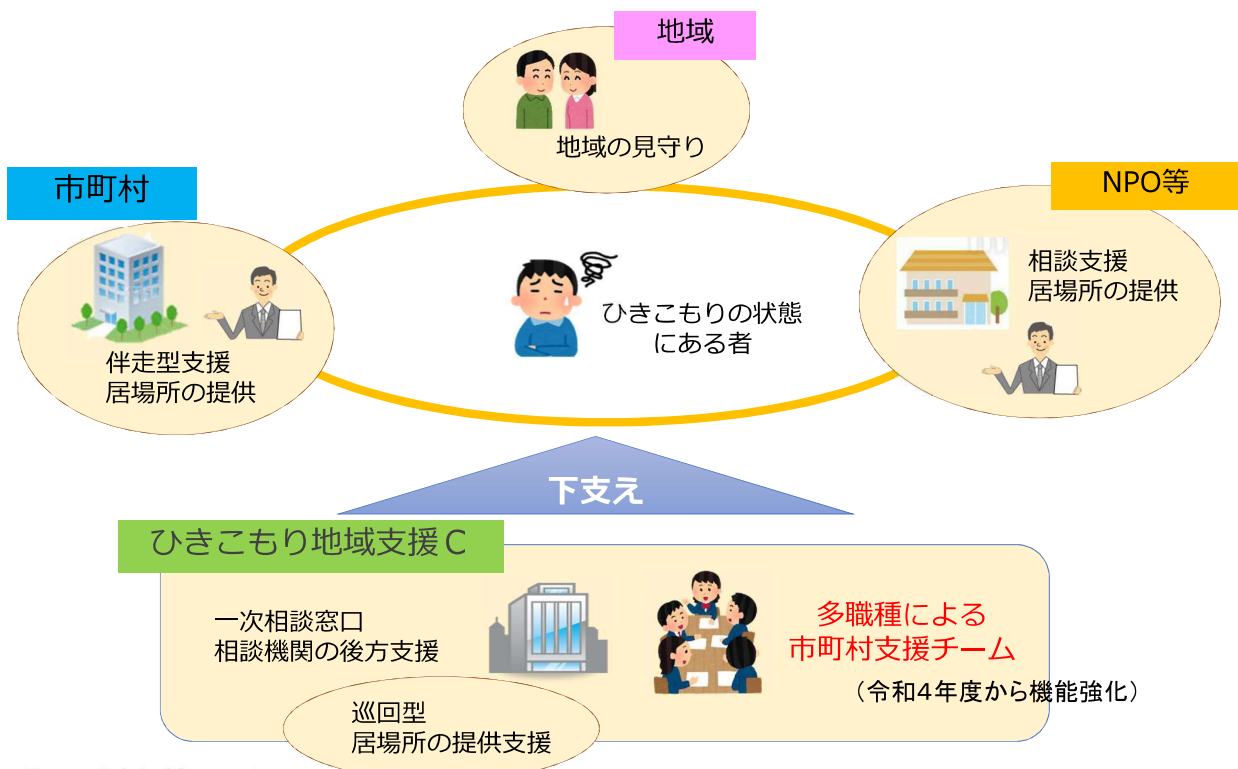
内閣府による実態把握(全国)

調査時期	調査対象	推計数	備考(調査名)
平成27年度	15～39歳	54.1万人	平成28年度若者の生活に関する調査
平成30年度	40～64歳	61.3万人	平成30年度生活状況に関する調査
令和4年度	15～64歳	146万人	令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査

令和4年度 調査概要

- 無作為抽出した10～39歳2万人、40～69歳1万人を対象に郵送法(オンライン回答併用)で実施。
- 「ふだんのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からはでるが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事のときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつその状態となって6か月たつと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。(①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群)
- 表中、推計数は「広義のひきこもり群」のこと。

ひきこもり施策概要 (県の状況)



ひきこもり施策の概要（県の状況）

ひきこもり地域支援センターの設置

ひきこもり、不登校等、困難を有する青少年やその家族を対象とする相談機関である「かながわ子ども・若者総合相談支援センター」と「ひきこもり地域支援センター」を一体的に運用し、相談・支援にあたっている。

また、専門職チームの配置や、市町村等支援員の配置、訪問相談支援員の配置、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修、ひきこもりサポート事業（かながわbeフレンド事業等）を実施し、支援機能を強化して取り組んでいる。

県西部青少年サポート相談室の設置

県立青少年センターとNPOによる共同事業で、県西部に設置し、地域の相談窓口となっている。

ひきこもり相談LINEの開設（R4年4月実施）

ひきこもり当事者及び家族等が抱える悩みについて、より身近にできる環境を提供するため、SNSを活用した相談を実施している。（かながわ子ども・若者総合相談LINE、かながわひきこもり相談LINE）

ひきこもりを支援するNPO等民間団体への支援

ひきこもり青少年の居場所の拡大を図るため、フリースペース等の活動のうち、相談事業に対する補助や場所の提供を行っている。

ひきこもり支援サイト運営（ひき★スタ！）

ひきこもりの当事者等が、社会復帰のきっかけとなるような場として、サイトを運営している。

ひきこもり施策の概要（県の状況）

ひきこもり相談窓口インターネット広告

ひきこもりの当事者等やその家族が、適切な支援に繋がるよう、効果的な情報発信を行っている。

ひきこもり支援ポータルサイトの開設

ひきこもり地域支援センターをはじめ、市町村やNPO等の支援団体による相談窓口など、ひきこもりに関する情報を集めたポータルサイトを県のホームページ内に開設している。

地域若者サポートステーション

15～39歳の若年無業者及び40歳代の就職氷河期世代の無業者の職業的自立に向けた支援を行う取組で、国と地方自治体が協働して実施している。

ひきこもり等支援団体支援事業協力金（令和4年度）

コロナウイルス感染症や物価高騰等に直面し、活動に支障が出ている不登校やひきこもり等支援団体に対し、その活動の継続を支援するため、協力金を支給した。

ひきこもり×メタバース 社会参加支援事業（令和5年度）

ひきこもり施策概要（枠組み）

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

